
平成 30 年度
海外留学支援制度（大学院学位取得型）
(大学とりまとめ応募)

Q & A

平成 29 年 9 月

独立行政法人日本学生支援機構
海外留学支援課 大学院学位取得型担当

【目次】

1. 応募要件に関する事項

Q 1－1 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムによる留学での応募は可能か。 ······	1
Q 1－2 入学時の新入生オリエンテーションや履修登録から支援期間として認められるか。 ········	1
Q 1－3 4年以上の博士コースに留学するための申請は認められるか。 ········	1
Q 1－4 3年間で学位取得をする修士課程に進学したいと考えているが、応募可能か。 ········	1
Q 1－5 学部・修士一貫課程での応募は可能か。 ········	1
Q 1－6 予定の留学期間内で学位が取得できず、その後も学位取得に向けて継続して学修・研究活動を行う場合、本制度の支援対象として更新できるか。 ········	1
Q 1－7 留学先の大学でTA(Teaching Assistant) やRA(Research Assistant) を行って対価を得ることは可能か。 ··· 2	2
Q 1－8 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能か。 ········	2
Q 1－9 他の奨学金との併給も認められているが、授業料の免除を受けた場合や、研究室等が代わりに授業料を納付してくれた場合等にも授業料を請求することができるか。 ········	2
Q 1－10 「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となるか。 ········	2
Q 1－11 現在、既に留学し研究活動中だが、課程途中からの支援を希望して応募することは可能か。 ········	3
Q 1－12 過去の応募で不合格となったが、再度応募することは可能か。 ········	3
Q 1－13 本制度による支援を受けて海外の大学院で修士の学位を取得した。今度は博士の学位取得を目的とした海外留学を予定しているが、応募は可能か。 ········	3
Q 1－14 在籍中の日本の大学院を休学して海外の大学院へ留学する予定だが、応募は可能か。 ········	3
Q 1－15 第一希望と第二希望を違う区分（修士、博士の別）・分野（人文・社会科学分野、自然科学分野の別）で応募することは可能か。 ········	3
Q 1－16 応募要件を満たさない者が応募した場合はどうなるか。 ········	3
Q 1－17 芸術の実技分野は応募できないのか。 ········	3
Q 1－18 留学希望先大学が正式な教育課程に求める語学能力が、具体的点数で明示されており、その点数に達していないが、事前英語コースへの出席等を条件に大学に合格した。この奨学金への応募は可能か。 ········	3
Q 1－19 成績評価係数の算出対象となる「大学学部以後の直近（大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者についての応募時点）の学業成績」とは、具体的に何を指すか。 ········	4
Q 1－20 直近の学業成績の評価が認定単位（Pass/Fail 等）のみの場合、どのように成績評価係数を算出すればよい	

か。	4
Q 1－2 1 成績評価が様式に記載されている評価パターンのいずれにも合致しない場合、どのように成績評価係数を算出すればよいか。	4
Q 1－2 2 「留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない」とはどのような意味か。	4
Q 1－2 3 既に海外の大学院に留学中で2年次以降の支援を希望して応募したいが、この場合でも面接審査は日本国内で実施されるのか。	4
2. 申請に関する事項	
Q 2－1 マイページから申請するのか。	4
Q 2－2 大学に電子ファイルで提出する書類と紙媒体で提出する書類について確認したい。	5
Q 2－3 申請書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能か。	5
Q 2－4 「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何か。	5
Q 2－5 語学能力証明書は、原本ではなくコピーの提出でも良いか。	5
Q 2－6 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいか。	5
Q 2－7 留学先大学の主たる使用言語がフランス語で等、英語以外である。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要があるか。	5
Q 2－8 留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていないが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要か。	5
Q 2－9 既に海外の大学院に在学中で2年次からの支援を希望しているが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要か。	5
Q 2－1 0 フランス語圏へ留学予定で、3年前に受験したフランス語検定試験のスコアを有している。この検定試験は特にスコアの有効期限が定められていないが、この場合でも申請締切日から過去2か年内に受験した語学検定試験の証明書の提出が必要か。	6
Q 2－1 1 大学教員が作成する推薦状について、在籍大学とは別の大学の教員が作成したものでも構わないか。	6
Q 2－1 2 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けた診断書を提出する必要があるのか。	6
Q 2－1 3 提出書類のうち英語能力証明書については、応募締切日以降に提出してもよいか。	6
Q 2－1 4 応募者の合格率はどのくらいか。	6
Q 2－1 5 採用決定後に留学期間を変更することは可能か。	6
Q 2－1 6 採用決定後に留学先を第一希望若しくは第二希望以外の大学に変更することは可能か。	6

3. 留学開始後

- Q 3－1 採用決定後や留学開始後、条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いか。……7
- Q 3－2 長期間不在となる場合でも奨学金は支給されるのか。……………7
- Q 3－3 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえるのか。……………7
- Q 3－4 授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入するが、機構からは円貨で支給されるのか。7

1. 応募要件に関する事項

Q 1-1 ダブルディグリー・プログラムやジョイントディグリー・プログラムによる留学での応募は可能か。

A. 我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムによる留学での応募も可能です。ただし、支援対象期間は海外での留学期間のみとなります。海外での留学期間を終了し、日本の大学に復学した後に学位を取得する場合は、募集要項第5項第1号に掲げる要件にある「留学期間終了後」は「学位取得後」に読み替えてください。

なお、授業料は支援対象者が留学先の大学へ納入する場合は対象となりますが、日本の在籍大学へ納入する場合は対象となりません。

Q 1-2 入学時の新入生オリエンテーションや履修登録から支援期間として認められるか。

A. 認められません。授業や研究活動を開始した日を教育課程(支援期間)開始とみなします。

したがって授業料についても、学位取得のための正式な課程にかかる部分のみが支援対象となります。

Q 1-3 4年以上の博士コースに留学するための申請は認められるか。

A. 募集要項に記載のとおり、博士課程における支援期間は「原則3年」とし、学位取得のための研究計画が4年以上の場合においても、3年を超える申請は認められません。学位取得に要する期間が3年を超え、継続した支援を希望する場合は、支援期間終了までに再度応募してください。

なお、留学先の大学が所在する国等が定める、学位取得のための最低履修期間が3年を超える場合は、最低履修期間を上限とした申請を認めます。

※ 一般的な履修期間が5年程度である博士課程への留学を希望している場合、3年の支援期間で申請し、4年目以降の支援を希望する場合は、再度応募してください。

Q 1-4 3年間で学位取得をする修士課程に進学したいと考えているが、応募可能か。

A. 応募できません。修士課程の支援期間(2年間)で学位を取得できない留学は対象となります。

なお、この場合、第2学年進級時(学位取得まで残り2年間になったとき)から応募することが可能ですが。

Q 1-5 学部・修士一貫課程での応募は可能か。

A. 応募できません。まず、本制度への応募にあたっては、学士号を取得している(又は取得見込み)であることが要件です。既に学士号を取得している場合であっても、一貫課程では学部と修士の区分が不明瞭であること、また、一貫課程では、修士課程の支援期間(2年間)で修士の学位を取得することができないことから、本制度の対象となります。

Q 1-6 予定の留学期間内で学位が取得できず、その後も学位取得に向けて継続して学修・研究活動を行う場合、本制度の支援対象として更新できるか。

A. 更新することも再応募することもできません。この場合、速やかに申請大学に報告してください。

Q 1－7 留学先の大学でTA(Teaching Assistant)やRA(Research Assistant)を行って対価を得ることは可能か。

A. 留学先大学において、TA(Teaching Assistant)やRA(Research Assistant)を行うことは、学修・研究活動の一環と考えられるので可能です。また、学修・研究活動の一環とみなされるインターンシップも可能です。

Q 1－8 日本学生支援機構の貸与奨学金との併給は可能か。

A. 我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラムにより留学する場合は、平成26年度から、日本学生支援機構(以下「機構」という。)が実施する国内の第一種奨学金及び国内の第二種奨学金との併給を認めています。

また、第二種奨学金(海外)についても併給を認めています。貸与を希望する場合は、機構ホームページで申込資格、募集日程等を確認のうえ、出身校の奨学金窓口にお問合せください。

・機構ホームページ

奨学金》奨学金を希望する方へ》第二種奨学金(海外)

大学院対象の奨学金について

http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/2shu_kaigai/index.html#daigakuin

なお、本制度による給付を受けてもなお、経済的支援を必要とする方を対象とする無利子の貸与型奨学金「第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)」について、平成26年度から申込みを受け付けています。貸与を希望する場合は、機構ホームページで申込資格等を確認のうえ、本制度での採用が決定した後、出身校の奨学金窓口にお問合せください。

・機構ホームページ

奨学金》奨学金を希望する方へ》第一種奨学金(海外大学院学位取得型対象)

http://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/kaigai/1shu_gakui.html

Q 1－9 他の奨学金との併給も認められているが、授業料の免除を受けた場合や、研究室等が代わりに授業料を納付してくれた場合等にも授業料を請求することができるか。

A. 本制度による授業料の支給は、本人負担分に限りますので、本人が授業料を負担したことを証明できない場合には請求することができません。

Q 1－10 「授業料」以外に留学先から請求される諸費用も支援対象となるか。

A. 原則として授業料(tuition)のみが支援対象となります。

必須経費であっても、入学金、保険料、施設料、交通費、各種サービス料、振興費、学生自治会費等の諸経費は支援の対象とはなりません。

ただし、学位取得にかかる授業料であるが、「授業料」という単語ではなく、別の名称で請求書に記載されるものは、明細と明確な説明があれば内容によって対象とします。例えば、留学生を対象とした授業料上乗せ額、実験実習費などの経費で、支援対象外の経費と金額が明確に区分されているものは支援の対象となりますですが、最終的には明細等から機構が判断いたします。支給対象とならない諸経費を含み、授業料との明確な区分ができない場合は、支援対象とはしません。

Q 1－1 1 現在、既に留学し研究活動中だが、課程途中からの支援を希望して応募することは可能か。

A. 可能です。

ただし、書類選考・日本国内で実施する面接選考について、新たに日本から留学する応募者と同様の審査を行い、採用された場合は、採用年度(4月～翌年3月)において次学年に進級する月から支援を行います。学年の区別が明確でない場合は、12ヶ月を1学年とします。

Q 1－1 2 過去の応募で不合格となったが、再度応募することは可能か。

A. 過去に本制度(平成25年度までの留学生交流支援制度を含む)で不合格となった場合でも、応募は可能です。

Q 1－1 3 本制度による支援を受けて海外の大学院で修士の学位を取得した。今度は博士の学位取得を目的とした海外留学を予定しているが、応募は可能か。

A. 修士の応募区分で本制度に採用され支援を受けたことがあっても、博士の応募区分で改めて応募することは可能です。

Q 1－1 4 在籍中の日本の大学院を休学して海外の大学院へ留学する予定だが、応募は可能か。

A. 学位取得のための正式な教育課程に入学する留学であれば、日本の大学院を休学中でも構いません。

Q 1－1 5 第一希望と第二希望を違う区分（修士、博士の別）・分野（人文・社会科学分野、自然科学分野の別）で応募することは可能か。

A. できません。

Q 1－1 6 応募要件を満たさない者が応募した場合はどうなるか。

A. 応募要件を満たしていない応募者は審査の対象外となり、不合格となります。

Q 1－1 7 芸術の実技分野は応募できないのか。

A. 本制度では支援の対象外です。

なお、芸術の実技分野は文化庁実施の「新進芸術家海外研修制度」があります。詳しくは文化庁ホームページで確認してください。文化庁実施の制度で支援対象となる分野については、本制度では対象外とします。

(http://www.bunka.go.jp/shinsei_boshu/kobo/shinshin_choki.html)

Q 1－1 8 留学希望先大学が正式な教育課程に求める語学能力が、具体的点数で明示されており、その点数に達していないが、事前英語コースへの出席等を条件に大学に合格した。この奨学金への応募は可能か。

A. 募集要項「5. 応募者の要件(6)」で定める語学能力の水準を満たしており、かつ、平成30年度中の支援開始までに留学先大学から「条件なし」の入学許可を得ることを条件として応募することができます。

Q 1－19 成績評価係数の算出対象となる「大学学部以後の直近（大学学部卒業見込み者又は修士課程修了見込み者については応募時点）の学業成績」とは、具体的に何を指すか。

A. 主なケースは以下のとおりです。

<応募時点で学部4年生の場合> 学部1年次～4年次の学業成績(4年次は既に成績評価が出てるものまで)

<応募時点で修士2年生の場合> 修士1年次～2年次の学業成績(2年次は既に成績評価が出てるものまで)

<修士課程修了者で応募時点で社会人の場合> 修士課程の学業成績

<2つの修士課程を修了している場合> 直近で修了した修士課程の学業成績

<応募時点で博士1年生だが、博士課程ではまだ成績評価が出ていない場合> 直近の修士課程での学業成績

<既に正式な課程に留学していて、3年次からの支援を希望する場合>

留学先大学での1年次～2年次の学業成績(2年次は既に成績評価が出てるものまで)

Q 1－20 直近の学業成績の評価が認定単位（Pass/Fail 等）のみの場合、どのように成績評価係数を算出すればよいか。

A. その場合、その一つ前の学業成績を基に、成績評価係数を算出してください。

Q 1－21 成績評価が様式に記載されている評価パターンのいずれにも合致しない場合、どのように成績評価係数を算出すればよいか。

A. その場合、合理的根拠を示しつつ、最も妥当と判断できるパターンに当てはめて成績評価係数を算出してください。

なお、この場合、**根拠となる書類を必ず提出してください。**

Q 1－22 「留学先大学での取得予定学位が、取得済み学位と同分野かつ同レベルでない」とはどのような意味か。

A. すでに取得している学位と、同分野でありなおかつ同レベルである学位を取得するための留学を、支援の対象としておりません。例えば、経済学修士の学位を既得済みの場合、留学先大学での取得学位を経済学修士とすることは、本制度上は認められません。

Q 1－23 既に海外の大学院に留学中で2年次以降の支援を希望して応募したいが、この場合でも面接審査は日本国内で実施されるのか。

A. 面接審査は日本国内で実施しますので、既に海外留学中の方は面接審査の際には日本に帰国する必要があります。なお、面接審査に伴う旅費等は応募者の自己負担となります。

2. 申請に関する事項

Q 2－1 マイページから申請するのか。

A. 大学取りまとめ応募の場合、大学が一括してマイページから機構に申請しますので、応募者個人の方がマイページを用いることはありません。大学への提出方法については、大学に確認してください。

Q 2－2 大学に電子ファイルで提出する書類と紙媒体で提出する書類について確認したい。

A. 大学提出するのは、以下の書類又はファイルです。

- ①「様式2願書ファイル(大学とりまとめ応募)【応募者用】」のExcelファイル
- ②推薦状以外の全ての必要書類をA4版・片面印刷で所定の順番どおりに並べた紙媒体一式
- ③巻封されたままの推薦状

Q 2－3 申請書類の作成にあたり図表や写真等を利用することは可能か。

A. 枚数制限の範囲内で、補足的に使用するのであれば構いませんが、指定された様式や項目の順序を変更することは認められません。

Q 2－4 「留学希望先に関する書類」について、留学希望先を第二希望まで記載する場合の提出資料は何か。

A. 第二希望がある場合、第一希望校に加えて、第二希望校に係る書類も必要となります。「申請書類作成・記入要領(応募者用)」の申請書類一覧を参照し、「留学先大学に関する情報(HPなどの写し)」、語学能力証明、また、入学許可書を取得している場合は、その写しも添付してください。

Q 2－5 語学能力証明書は、原本ではなくコピーの提出でも良いか。

A. コピーでも結構です。ただし、「語学能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」を使用される方は原本をご提出ください。他の提出書類については「申請書作成・記入要領 大学とりまとめ応募(応募者用)」にて確認してください。

Q 2－6 英語能力の証明をTOEFL、IELTS以外の英語能力試験で証明してよいか。

A. TOEIC、英検等の他の英語能力試験、また語学能力証明書での英語能力の証明は認められません。

Q 2－7 留学先大学の主たる使用言語がフランス語等、英語以外である。語学能力を証明する書類として、語学検定試験のスコアを提出する必要があるか。

A. 留学先大学の主たる使用言語が英語以外の場合でも、語学検定試験が実施されている言語であれば、当該検定試験(フランス語の場合、DELF/DALFやTCFなど)の証明書の写しの提出が必要です。ドイツ語・イタリア語・中国語・韓国語などもこれに該当します。語学検定試験が実施されていない言語の場合のみ、「語学能力証明書(所定様式)【該当者のみ使用】」の提出でこれに代えることができます。

Q 2－8 留学希望大学では語学能力試験の点数の提出が求められていないが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要か。

A. そのような場合でも、募集要項「5. 応募者の要件(6)」で定める語学能力試験のスコアを提出することが必要です。

例えば「入学前に語学講座を受講することを条件として語学能力試験の点数の提出を求めない」「英語圏の大学院を修了した人は英語能力試験の点数を求めない」といった場合でも募集要項で定める語学能力基準を満たす必要があります。

Q 2－9 既に海外の大学院に在学中で2年次からの支援を希望しているが、この場合でも語学能力試験スコアの添付が必要か。

A. そのような場合でも、本制度への応募に当たっては、募集要項「5. 応募者の要件(6)」で定める語学能力試験のスコアを提出することが必要です。

Q 2-10 フランス語圏へ留学予定で、3年前に受験したフランス語検定試験のスコアを有している。この検定試験は特にスコアの有効期限が定められていないが、この場合でも申請締切日から過去2か年以内に受験した語学検定試験の証明書の提出が必要か。

A. スコアに有効期限が定められているか否かに関わらず、過去2か年以内のスコアが必要です。従って、本制度への応募を希望する場合は、予め語学検定試験を受験するなど早めの準備をお願いします。

Q 2-11 大学教員が作成する推薦状について、在籍大学とは別の大学の教員が作成したものでも構わないか。

A. 構いません。以前の指導教員や学会で知り合った他大学の教員等でも、大学教員であれば可です。ただし、採用後、募集要項第13項にある半年毎の状況報告の際、推薦者には採用者が作成する「学修・研究状況に関する報告書」等を確認してもらう必要がありますので、この点に留意して推薦者を選定してください。

Q 2-12 健康診断書について、指定様式にあるすべての項目の検査を受けた診断書を提出する必要があるのか。

A. 応募時に提出する必要はありませんが、採用後に提出する必要があります。

Q 2-13 提出書類のうち英語能力証明書については、応募締切日以降に提出してもよいか。

A. 応募に当たっては、募集要項や申請書作成・記入要領で規定する提出書類を全て揃えて募集要項に定める申請書類の提出期限までに提出してください。欠落がある場合は審査の対象となりません。

Q 2-14 応募者の合格率はどのくらいか。

A. 機構ホームページに過去の応募・採用状況を掲載しています。以下のURLを参照してください。
(http://www.jasso.go.jp/ryugaku/tantosha/study_a/long_term_h/index.html#joukyou)

Q 2-15 採用決定後に留学期間を変更することは可能か。

A. 機構が採用決定時に通知した支給対象者の奨学金等の支給期間を変更することは、原則として認められません。ただし、査証発給の遅れや体調不良、家族の事情等、やむを得ない事情であると認められる場合に限り、以下の条件をすべて満たせば変更を認めることがあります。

- ① 変更後の奨学金等支給期間が、変更前の期間を超えないこと。【支給期間は延長しません】
- ② 変更後の奨学金等の支給開始月が、変更前の開始月と同会計年度内に属していること。

Q 2-16 採用決定後に留学先を第一希望又は第二希望以外の大学に変更することは可能か。

A. 採用決定後における第一希望又は第二希望以外の留学先大学への変更は原則認めません。ただし以下の条件をすべて満たすと海外留学支援制度(大学院学位取得型)審査会が判断した場合、留学先大学変更に関する再審査を行います。
なお、再審査は審査員に再度審査を依頼することになるため、熟考の上、申請するようにしてください。また、留学先大学の変更が認められた場合でも、当初の支援期間を延長することはできません。

- ① 変更先の大学が採用決定時の大学と同等又はそれ以上のレベルであること。
- ② 変更先の大学においても採用決定時の大学と同等又はそれ以上の研究が可能であること。
- ③ 応募区分(修士又は博士)及び分野(人文・社会科学分野又は自然科学分野)が採用決定時と同じであること。

必要な手続きの詳細については、本制度の事務手続きの手引きで確認してください。

3. 留学開始後

Q 3-1 採用決定後や留学開始後、条件の変更や辞退を申請する場合は、どのような手続きを取れば良いか。

- A. 採用決定後や留学後の条件変更による変更手続き及び辞退手続きは申請大学を通じて行いますので、該当する場合は速やかに申請大学に連絡してください。なお、場合によっては支給済みの奨学金等の返還を求めることがありますので、注意してください。

Q 3-2 長期間不在となる場合でも奨学金は支給されるのか。

- A. 奨学金は、支給対象月における在籍確認ができた上で支給されます。奨学金の支給期間中で、月の初めから終わりまで1ヶ月以上にわたって留学先の国・地域を離れる場合は、支給対象となりませんので、あらかじめ一時不在届を機構に提出していただくことになります。ただし、学位取得のために必要な現地調査等による場合は、一時不在届提出時に別途事務手続きの手引きで指示する証拠書類等を提出し、認められた場合は奨学金を支給します。なお、月の初めから終わりまで現地調査先国・地域に滞在する場合は、在籍確認の上、その国・地域の奨学金月額を支給します。学位取得のために必要な現地調査等であっても、日本に滞在する場合は奨学金を支給いたしません。

Q 3-3 奨学金や授業料は毎年同じ額をもらえるのか。

- A. 募集要項第13項にある半年毎の状況報告の確認により、更新が認められる場合は継続して支援いたしますが、政府予算は会計年度(4月～翌年3月)毎に変わる可能性があるので、支援予定額も会計年度毎に変わることがあります。

Q 3-4 授業料は留学先国・地域の現地通貨建てで留学先大学に納入するが、機構からは円貨で支給されるのか。

- A. 奨学金、授業料いずれも円貨で支給します。

授業料は、請求書等、留学先大学が発行し、当該書類発行日が明確に記載されている書類の写しに記載された現地通貨建ての金額を円に換算して支給額を決定します。円貨への換算に当たっては、財務省が毎年度告示する「出納官吏事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件」で定められた換算率を適用しますので、授業料を支給する時点での実勢の為替レートとは乖離が生じる場合があります。